

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について(9月19日～)

## 西予市管理施設使用におけるイベント開催の目安

### 感染防止対策(※1※2)を徹底したうえで

#### 1. 大声での歓声、声援等がないことを前提の場合

- ・参加者が歓声、声援等を発することや歌唱することがない場合に限り収容率の上限を100%以内とする

#### 2. 大声での歓声、声援等が想定される場合

- ・上記1に該当しないイベントは収容率の目安を適用する
  - ①収容定員が設定されている場合、定員の50%程度
  - ②収容定員が設定されていない場合、十分な間隔(1m)をとる

- 詳細については、各施設で協議を行います。
- 調理室は特に衛生対策を講じた上で利用可とします。
- 今回の目安については現時点での対応で今後の状況により変更する場合があります。

### 感染回避行動(6月19日～)

- ①うつらないよう自己防衛！
- ②うつさないよう周りに配慮！
- ③習慣化しよう3密回避！

#### ※1 接触感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

#### ※2 飛沫感染防止策

- ・マスク着用
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・演劇・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例

| 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例  | 大声での歓声・声援等が想定されるものの例   |
|---|--|
| <b>音楽</b>   | <b>音楽</b>  |
| クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート | ロックコンサート、ポップコンサート等   |
| <b>演劇等</b>  | <b>スポーツイベント</b>  |
| 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等                               | サッカー、野球、大相撲等   |
| <b>舞踊</b>   | <b>公営競技</b>  |
| バレエ、現代舞踊、民族舞踊、等   | 競馬、競輪、競艇、オートレース  |
| <b>伝統芸能</b>   | <b>講演</b>  |
| 雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊邦舞等  | キャラクターショー、親子会公演等   |
| <b>芸能・演芸</b>  | <b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>   |
| 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等  | ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント  |
| <b>公演・式典</b>  | ※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ      |
| 各種公演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、成人式、入社式等              |  |
| <b>展示会</b>  | ※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ |
| 各種展示会、商談会、各種ショー   |  |

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要があります。

・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱いませぬ。

担当課:生活福祉部健康づくり推進課  
問い合わせ先: 0894 - 62 - 6407